

○不破消防組合情報公開条例施行規則

平成29年5月9日規則第2号

不破消防組合情報公開条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、不破消防組合情報公開条例（平成29年不破消防組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公文書公開請求書等)

第3条 条例第11条に規定する請求書は、公文書公開請求書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第11条第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公文書の公開の方法の区分

(2) 公文書の公開を請求する資格の区分

3 公文書公開請求書は、郵送による提出を認めるものとする。

4 実施機関は、前3項により公文書公開請求書を受理した場合は、公文書公開記録（別記様式第2号）にその処理の経過を記録するものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第4条 条例第12条第2項及び第3項に規定する公開等の決定をしたときは、公文書公開決定通知書（別記様式第3号）により請求者に通知するものとする。

2 条例第12条第4項に規定する公開請求に対する決定の期間を延長したときは、公文書公開決定期間延長通知書（別記様式第4号）により請求者に通知するものとする。

3 条例第12条第5項に規定する公開請求に対する決定の期間を延長したときは、公文書公開大量請求による決定期間延長通知書（別記様式第5号）により請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第5条 条例第13条に規定する事案を移送したときは、公文書公開事案移送通知書（別記様式第6号）により請求者に通知するものとする。

(第三者に関する情報の意見聴取)

第6条 条例第14条第1項に規定する意見の聴取は、公文書公開第三者情報意見聴取依頼書（別記様式第7号）により照会し、公文書の公開に関する意見書（別記様式第8号）により回答を得るものとする。ただし、特に書面による照会及び回答の必要がないと認められるときは、これらを口頭により行うことができる。

2 条例第14条第2項に規定する公開決定の通知は、公文書公開第三者情報に関する決定通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(公文書の写しの交付)

第7条 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公開の請求があった公文書1件につき1部とする。

(費用負担)

第8条 条例第17条の規定により公文書の写し等の交付を受ける者は、別表に掲げる費用を負担するものとする。

(不服申立て等)

第9条 条例第18条第1項に規定する不破消防組合情報公開等審査会(以下「審査会」という。)への諮問は、不服申立審査諮問書(別記様式第10号)により行うものとする。

2 条例第18条第3項に規定する審査会へ諮問をした旨の通知は、不服申立審査諮問通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(検索資料の作成)

第10条 条例第25条第2項に規定する公文書の検索に必要な資料は、文書分類表及び文書保存年限表その他実施機関が定めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 条例第26条に規定する公文書の公開の実施状況の公表は、ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に公開請求がなされた公文書の写し等に係る費用の負担については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

区分		金額
写し等の作成費用	複写機により用紙に白黒で複写したもの(A3版まで)	1枚10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの(A3版まで)	1枚20円
	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの	1枚10円
	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの	1枚20円
	その他の方法によるもの	実費
写し等の送付費用		郵便料金の額又は郵便料

	金に相当する額の郵便切手
--	--------------

備考 両面に複写又は出力された用紙については、片面を1枚として金額を算定する。

別記

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第6条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)

公 文 書 公 開 記 録		整理番号	
請求者 (住所) (氏名)		請求日	年 月 日
公開請求のあった公文書等			
文 書 名		文書分類番号	— —
保存の区分	1年 ・ 3年 ・ 5年 ・ 10年 ・ 永久		
情報の形態	1 文書 2 図画 3 写真 4 フィルム 5 電磁的記録		
公開の区分	1 公開 2 部分公開 3 非公開 4 不存在		
非公開の根拠	条例第6条第 号に該当		
公開の判断	1 即日公開 2 後日連絡 (年 月 日通知)		
公開する日時	年 月 日 () 時		
公開する場所			
公開の内容			
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 郵送による写しの交付 4 その他		
写しの交付金額	枚 円		
備 考			

(実施機関の長) 様

住所 氏名 法人その他の団体にあつては、事務所 又は事業所の所在地、名称及び伏表者 の氏名	〒 — 電話番号 () —
法人その他の団体の担当者名、連絡先及び電話番号	担当者名 連絡先 電話番号 () —

不破消防組合情報公開条例第11条の規定に基づき、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容 (公文書の件名又は知りたいと思ふ事項を具体的に記入してください。)	
公文書の公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
公文書の公開を請求する資格の区分	<input type="checkbox"/> 町内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 勤務する者 <input type="checkbox"/> 在学する者 <input type="checkbox"/> 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 <input type="checkbox"/> その他、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容) ()
町内に有する事務所若しくは事業所、勤務先又は通学先の名称及び所在地	名称 所在地 電話番号 () —

注 該当する□内にレ印を記入してください。

公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり公開することに決定しましたので、不破消防組合情報公開条例第12条第2項及び第3項の規定により通知します。

なお、この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に実施機関に対して不服申立てをすることができます。

公文書の件名又は内容	
公開の決定	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否
公文書の公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 <input type="checkbox"/> その他
公文書の公開をする日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 () 午前 午後 時 分</p>
公文書の公開の場所	
公開をしない理由	
※上記理由がなくなる日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
担当課	<p>電話番号 () — 内線 ()</p>
備考	
<p>注1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を持参して、係員に掲示してください。</p> <p>注2 公文書の本人に対する公開を受ける場合は、この通知書のほか運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他請求者の氏名及び住所が記載されている書類で、請求者本人であることを証明するものの掲示が必要です。</p> <p>注3 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、明示された日以後に改めて請求してください。</p>	

公文書公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり決定する期間を延長しましたので、不破消防組合情報公開条例第12条第4項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号 () — 内線 ()
備考	

公文書公開大量請求による決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書について、事務の遂行上そのすべてについて45日以内に公開の決定をすることが困難であるため、次のとおり決定する期間を延長しましたので、不破消防組合情報公開条例第12条第5項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
決定期間満了日	年 月 日まで
上記満了日までに公開決定をする日時及び内容	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分 (内容)
延長の理由	
残りの公文書について公開決定をする日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後 時 分
担当課	電話番号 () — 内線 ()
備考	

公文書公開事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで公開請求のありました公文書について、次のとおり事案を移送しましたので、不破消防組合情報公開条例第13条第1項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
移送前担当課	電話番号 () — 内線 ()
移送後担当課	電話番号 () — 内線 ()
移送の理由	
備考	

公文書公開第三者情報意見聴取依頼書

第 年 月 日 号

様

(実施機関の長)

印

不破消防組合情報公開条例に基づき公開の請求のありました公文書にあなたに関する情報が記録されています。

つきましては、この公文書を公開することについてのご意見をお聴きしたいので、別紙「公文書の公開に関する意見書」により、ご回答をお願いします。

<p>請求のあった公文書の 又は内容</p>	
<p>あなたに関する情報の 内容</p>	
<p>回 答 期 限</p>	<p>年 月 日までにお願いします。</p>
<p>担 当 課</p>	<p>電話番号 () — 内線 ()</p>
<p>備 考</p>	

公文書の公開に関する意見書

年 月 日

(実施機関の長) 様

住 所
氏 名 印
電話番号

(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

年 月 日付で照会のあった公文書の公開について、次のとおり回答します。

公開を請求された公文書の件名又は内容	
公開・非公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開することに同意 <input type="checkbox"/> 公開することに同意しない
上記に関する意見	

注 該当する□内にレ印を記入してください。

公文書公開第三者情報に関する決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関の長)

印

年 月 日付けで照会しましたあなたに関する情報が記録されている公文書の公開について、次のとおり決定しましたので、不破消防組合情報公開条例第14条第2項の規定により通知します。

公文書の件名又は内容	
決定の内容及び理由	1 公 開 2 部分公開
公 開 年 月 日	年 月 日
担 当 課	電話番号 () — 内線 ()
備 考	

不服申立審査諮問書

第 年 月 日
号

不破消防組合情報公開等審査会
会長 様

(実施機関の長)

印

公文書の公開の決定又は公開請求の不作為に対する不服申立てについて、不破消防組合情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり諮問します。

不服申立てに関する公文書の件名又は内容	
不服申立ての内容及び理由	
担当課	電話番号 () — 内線 ()

(添付書類) 不服申立書の写し
公文書公開請求書の写し
公文書公開決定通知書の写し

不服申立審査諮問通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関の長)

印

公文書の公開の決定又は公開請求の不作为に対する不服申立てについて、不破消防組合情報公開等審査会に諮問しましたので、不破消防組合情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり通知します。

<p>不服申立てに関する公文書の件名又は内容</p>	
<p>諮問年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>担当課</p>	<p>電話番号 () ー 内線 ()</p>
<p>備考</p>	